

がんばろう高粱！令和4年度 事業者応援事業

高粱市「新しい生活様式」に向けた **住宅リフォーム事業費補助金**

住宅のリフォーム工事費 を補助します



この制度は「新しい生活様式」等を取り込みやすくするため、居住環境の向上や、個人消費が落ち込み低迷した地域経済の活性化を図り、市内企業の雇用維持を目的とし、住宅をリフォームする方に対して工事費の一部を補助する事業です

補助内容

●住宅リフォーム工事

補助対象工事費が**20万円以上**(消費税込み)に対して、**補助率1/10**で**最大30万円**の補助金を支給します

申請の要件

交付対象者

- 市内に住所を有する者又はリフォーム後に市内に居住する者で、市税等を滞納していない者
- 他の制度による補助(国・県・市等)を受けていない者

交付対象となる住宅

- 市内に存する住宅 ■現に申請者が居住している住宅
- 申請者、申請者と生計を一にする者又は2親等以内の親族が所有している住宅

施工業者

- 市内の建築業者等(個人事業者を含む)

対象工事

- 市内の建築業者による20万円(消費税込み)以上のリフォーム
- 対象住宅又はその敷地に係るリフォーム ※対象工事は裏面記載

【対象外となる費用例】

設計費、家電製品及び家具等の購入費、事務所及び店舗等の居住用以外の部分に係る工事費
DIYに使用する材料費 など

- 請負契約締結前の工事は補助対象外となりますのでご注意ください



受付期間

令和4年4月15日(金)から令和4年11月30日(水)まで

※予算額に達し次第、受付を終了いたします。申請状況により抽選になる場合があります。

【申請方法等は裏面をご覧ください】

補助金申請手順と必要書類

(1) 申請書の提出

● 交付申請書(様式第1号)に以下の書類を添えてご提出ください。

- ・申請者及び住宅の所有者の納税証明書(市税の滞納がないことを証明する書類)
※ただし、申請書において市税等納税調査に同意された場合は不要
- ・リフォームの費用が分かる書類(内訳書、見積書等)の写し
- ・リフォーム部分の施工前の状況がわかる写真及び図面
- ・その他市長が必要と認める書類
※必ずリフォームの請負契約締結前に申請してください。

● 申請書等提出先
高梁市産業振興課 商工労働係
TEL:21-0229

(2) 交付決定後

● 補助金の交付決定通知を送付します。

- ・請負契約の締結
- ・リフォームの実施

(3) 実績報告の提出

● リフォーム完了後、実績報告書(様式第6号)に以下の書類を添えてご提出ください。

- ・リフォームに係る支払いを証する書類(領収書など)の写し
- ・リフォームを実施したことを証明できるもの(実施前後の写真等)

(4) 補助金確定通知後

● 補助金の確定通知を送付します。確認後、次の書類を提出してください。

- ・補助金請求書
- ・振込口座の内容(金融機関名・支店名・口座番号・名義)が印字されている部分の通帳の写し

対象工事 施工例

- 内装工事(クロス張替え・補修、間取りの変更、窓・扉等建具取替え、タイル張替え、畳の新調など)
- 外装工事(屋根・外壁の塗替えや張替え、屋根の葺き替え・防水工事など)
- 住宅設備工事(台所・便所・浴室ほか給排水の設備・取替え)
- エコリフォーム工事(窓・外壁・屋根の断熱、太陽熱利用システム設置、節水型トイレの設置、高断熱浴槽設置、高効率給湯器設置、LED照明器具設置、太陽光利用照明設備設置 など)
- バリアフリー改修工事(手すりの設置、段差解消、廊下幅の拡張など)
- 対象工事と合わせて施工されるエアコン設置工事(エアコン設置工事のみは除く)
- 対象工事と合わせて施工されるスイッチ・コンセントの増設工事
- 対象工事と合わせて施工される太陽光発電システム設置工事(設置のみ及び全量買取は除く)
- 外構工事(車庫・インターフォン取付・フェンス・雨水排水・汚水排水・テラス設置など)
- 造園工事(給水栓、ウッドデッキ、植栽、生垣など)
- これらに附帯する工事等(養生・仮設・足場・解体・廃材処分・など)

※ 交付対象の可否につきましては、お気軽にご相談ください

